

学ぼう、狭山事件のこと

1963年5月1日、埼玉県狭山市で起きた女子高校生誘拐殺人事件。

警察は身代金を渡す時に犯人を逃してしまい、逮捕を急ぐあまり、現場近くの被差別部落に対して見込み捜査を行った。そして、石川さんを5月23日に別件逮捕して、石川さんの兄が犯人であると信じ込ませて、ウソの自白をさせた。

警察の焦り

狭山事件が起こる数か月前に幼児誘拐事件が起こったが、警察は犯人を取り逃したことで、世間から厳しい目で見られていた。どうしても、犯人を逮捕することが警察の威信を守ることだという意識が、強く働いた状況だった。

判決

石川さんは、1964年3月11日に死刑判決を受け、無実を訴え控訴した。しかし、これに対して現場検証、証人尋問も行われず、1974年10月31日に東京高裁は無期懲役を判決した。

その後、3度の再審請求は棄却され、4度目の再審請求中。

横たわる部落差別

石川さんを逮捕した警察にも、地域住民にも、「あんなことをするのは部落民に違いない」という差別意識が当時からあった。さらに、マスコミの差別報道によって、えん罪が生み出されることになった。

三者協議始まる

無罪を示す数々の証拠が出てくる中で2009年から裁判所・検察官・弁護団の協議が始まった。そこで、証拠品の開示請求が進められている。

再審法改正の道へ

えん罪をなくすべき、再審法の改正について国会で386名の党派を超えた過半数の賛成があること。石川さんの無罪を勝ち取るために期待したい。

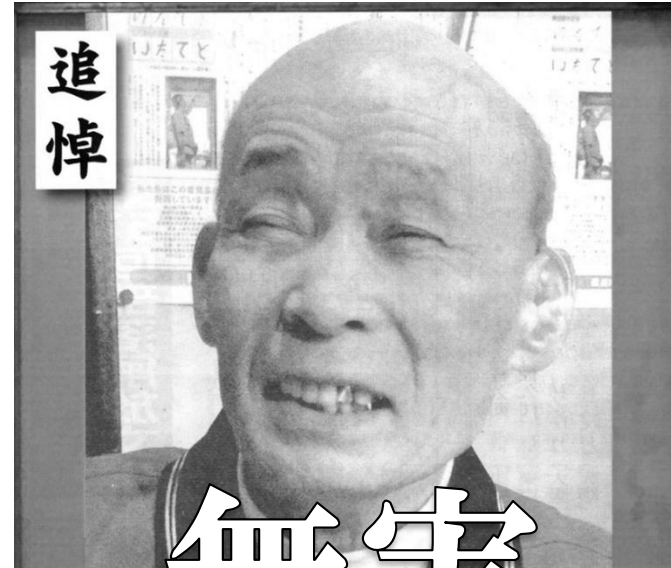


日本キリスト教団 九州教区

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-7-7

電話：092-712-6678

作成：九州教区 伝道センター平和・人権部門 2025年10月



石川一雄さんは無実です。

彼の意志を継いで再審を求めます。

1963年に起こった狭山事件では、事件現場近くの「被差別部落に住んでいる」という理由だけで、石川さんは事件の犯人に仕立て上げられ、不当逮捕されました。



石川さんは再審を請求しましたが、今年3月11日、86歳で亡くなりました。しかし、妻・早智子さんが「彼の意志とともに闘いたい。」と第4次再審請求を引き継ぎました。